

令和4年度 第1回福島地方最低賃金審議会

令和4年6月1日（水）13：30～
福島合同庁舎3階共用会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 局長挨拶
- 4 議事
 - (1) 福島地方最低賃金審議会運営規程について
 - (2) 福島県最低賃金専門部会の設置及び廃止について
 - (3) 審議会議事録確認者の指名について
 - (4) 資料の説明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和4年度第1回福島地方最低賃金審議会 会議資料目次

(資料No.)	(頁)
1. 福島地方最低賃金審議会委員名簿 (第50期)	1
2. 福島地方最低賃金審議会運営規程	2
3. 令和3年度中央最低賃金審議会及び福島地方最低賃金審議会状況一覧	5
4. 令和3年度地域別最低賃金の審議・決定状況 (全国)	7 非公開
5. 最低賃金上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業	8 (令和3年度 業務改善助成金・交付申請の決定状況)
6. 春闘妥結状況 2022年春闘妥結状況 (全国)	9
7. 要請・意見書	
(1) 2022年度最低賃金行政に関する要請書	10 非公開 (日本労働組合総連合会福島県連合会)
(2) 令和3年度「福島県最低賃金の上げと早期発効を求める意見書」 提出者一覧 (市町村議会)	14
(3) 「福島県最低賃金の上げと早期発効を求める意見書」	16 (抜粋) 福島市議会
8. 毎月勤労統計調査からみる福島県の賃金	17
9. 福島県最低賃金決定状況の推移 (平成24年～令和3年)	18
10. 2022年度特定最低賃金金額改正申出の意向表明書 非公開	
(1) 福島県非鉄金属製造業最低賃金	19
(2) 福島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金	20
(3) 福島県輸送用機械器具製造業最低賃金	21
(4) 福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・ 理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金	22
(5) 福島県自動車小売業最低賃金	23
11. リーフレット	
・福島県内の最低賃金 (本省作成)	
・福島県最低賃金 特定最低賃金 (福島局作成)	
・業務改善助成金 (通常コース) (本省作成)	
・業務改善助成金 (特例コース) (本省作成)	

- ・業務改善助成金（特例コースの活用例）（本省作成）

福島地方最低賃金審議会委員名簿（第50期）

令和4年6月1日現在

区分	氏 名	現 職
公益 代表	熊 沢 透	福島大学経済経営学類 教授
	鈴 木 和 郎	公認会計士
	長 谷 川 珠 子	福島大学行政政策学類 准教授
	森 谷 吉 博	弁護士
	山 野 実	桜の聖母短期大学キャリア教養学科 教授
労 働 者 代 表	伊 東 洋 子	ヨークベニマル労働組合 中央執行委員
	大 越 香代子	日本労働組合総連合会福島県連合会 副事務局長
	大 宮 正 巳	JAM南東北福島県連絡会 事務局長
	塩 澤 基	電機連合福島地方協議会 事務局長
	高 橋 誉	テクノメタル労働組合 執行委員長
使 用 者 代 表	安 達 和 久	福島県商工会議所連合会 常任幹事
	石 本 健	福島県商工会連合会 専務理事
	大 内 淳 子	有限会社ユニオンリング 代表取締役社長
	金 成 孝 典	福島県中小企業団体中央会 副会長兼専務理事
	佐 藤 卓 也	福島県経営者協会連合会理事

※名簿は五十音順

福島地方最低賃金審議会運営規程（案）

令和 年 月 日改正

（目 的）

第1条 福島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、福島労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が召集する。

2 前項の規程により福島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、福島労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を福島労働局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

〈付帯決議〉

- 1 本運営規程第6条第1項の規定に基づき非公開とすることができる会議は、専門部会、異議申立に係る審議及びこれに類する審議（以下「専門部会等」という。）とする。
- 2 本運営規程第7条第2項の規定に基づきその一部又は全部を非公開とすることができる議事録及び会議の資料とは、専門部会等に係る議事録及び会議の資料とする。

令和3年度 中央最低賃金審議会等開催状況一覧

件名	第1回	第2回	
	3.6.22	3.7.16	
本審	<ul style="list-style-type: none"> 目安について（目安額諮問） 改正の目安答申（引き上げ額A～Dラックすべてにおいて+28円） 		

件名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	3.6.22	3.7.1	3.7.7	3.7.13	3.7.14
小委員会	<ul style="list-style-type: none"> 改正の目安について 改正の目安について 改正の目安について 改正の目安について 				

令和3年度 福島地方最低賃金審議会等開催状況一覧

件名	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
	3.6.14	3.6.24	3.7.26	3.8.5	3.8.23	3.9.22	3.11.15
審議会	<ul style="list-style-type: none"> 会長代理 選出 審議会運営規程の審議・専門部会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県最低賃金改正諮問 参考人意見聴取について 令6条5項適用の可否（否） 	<ul style="list-style-type: none"> 中賃目安額の伝達 特定最賃改正の必要性の有無諮問 	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会審議結果報告 県最賃改正に係る金額審議採決⇒(+28円) 局長あて答申 特定最賃改正必要性の審議及び答申(5業種必要性あり) 特定金額改正決定諮問、特定最賃専門部会設置、6条5項適用の可否(全会一致のみ可) 	<ul style="list-style-type: none"> 改正答申異議申出に係る諮問 改正答申異議申出に対する答申(8月5日付け答申どおり) 	<ul style="list-style-type: none"> 最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて報告 今年度の地域別最低賃金の審議への影響についての審議 	<ul style="list-style-type: none"> 専門部会において採決により決した特定最低賃金4業種の審議⇒採決(●使側反対) 局長あて答申

審議会	第1回	第2回	第3回	第4回
	3.6.24	3.7.27	3.8.2	3.8.3
問答時間	3.8.5			
引上額	28円(3.5%)			
発効日	3.10.1			
審議会	<ul style="list-style-type: none"> 部会長 鈴木委員 選出 代理 熊沢委員 選出 専門部会運営規程の審議 	<ul style="list-style-type: none"> 参考人意見聴取 金額審議 	金額審議	<ul style="list-style-type: none"> 金額審議⇒採決(+28円) (●使側反対)

令和3年度 特定最低賃金専門部会開催状況一覧

	第1回(合同)	第2回	第3回
非鉄金属製造業	<p>3.8.5 3.11.15 886円 20円(2.31%) 4.1.13</p> <p>諮問 答申 時間額 引上額 発効日</p>	<p>3.9.22 3.10.15</p> <p>・金額審議 ・金額審議</p>	<p>3.10.21</p> <p>・金額審議 ⇒ 採決 ●使側反対</p>
電子部品等製造業	<p>3.8.5 3.11.15 856円 22円(2.64%) 4.1.13</p> <p>諮問 答申 時間額 引上額 発効日</p>	<p>3.9.22 3.10.19</p> <p>・金額審議 ・金額審議</p>	<p>3.10.26</p> <p>・金額審議 ⇒ 採決 ●使側反対</p>
輸送用機械器具製造業	<p>3.8.5 3.11.15 890円 20円(2.30%) 4.1.13</p> <p>諮問 答申 時間額 引上額 発効日</p>	<p>3.9.22 3.10.7</p> <p>・金額審議 ・金額審議</p>	<p>3.10.14</p> <p>・金額審議 ⇒ 採決 ●使側反対</p>
計量器等製造業	<p>3.8.5 3.11.15 889円 21円(2.42%) 4.1.13</p> <p>諮問 答申 時間額 引上額 発効日</p>	<p>3.9.22 3.10.12</p> <p>・金額審議 ・金額審議</p>	<p>3.10.22</p> <p>・金額審議 ⇒ 採決 ●使側反対</p>
自動車小売業	<p>3.8.5 3.10.25 894円 26円(3.00%) 3.12.24</p> <p>諮問 答申 時間額 引上額 発効日</p>	<p>3.9.22 3.10.8</p> <p>・金額審議 ・金額審議</p>	<p>3.10.25</p> <p>・金額審議 ⇒ 全会一致</p>

令和3年度 業務改善助成金交付申請の決定状況

福島労働局

番号	業 種	所 在 地	企業全体 の 労働者数 (人)	最低賃金額 (引上前最低賃金額)	引上対応者数 (人)	交付確定額 (千円)
1	クリーニング業	白河市	29	820円(800円)	12	700
2	保育業	喜多方市	32	840円(810円)	2	412
3	食肉製品製造業	大沼郡会津美里町	16	860円(800円)	2	900
4	情報処理業	郡山市	6	900円(800円)	2	1,252
5	運輸業	東白川郡棚倉町	12	830円(800円)	5	700
6	生活関連・サービス業	郡山市	7	830円(800円)	2	500
7	卸売・小売業	郡山市	13	830円(800円)	4	636
8	建設業	須賀川市	22	830円(800円)	2	313
9	衣料品卸売業	喜多方市	9	830円(800円)	4	642
10	介護事業	いわき市	17	830円(800円)	1	255
11	その他の公衆浴場業	いわき市	45	830円(800円)	8	901
12	飲食店	会津若松市	8	842円(812円)	2	404
13	ビルメンテナンス業	会津若松市	36	830円(800円)	13	1,084
14	飲食業及び宿泊業	二本松市	20	830円(800円)	4	468
15	養鶏業	相馬市	1	1,000円(800円)	1	888
16	飲食店経営・食用各種肉類等販売	大沼郡会津美里町	5	830円(800円)	1	290
17	縫製業	石川郡浅川町	35	853円(823円)	6	700
18	仏壇・仏具の販売	会津若松市	144	830円(800円)	7	916
19	農業	須賀川市	11	830円(800円)	3	500
20	旅館業	喜多方市	10	845円(800円)	5	1,000
21	ワイヤーハーネス加工	福島市	40	830円(800円)	23	792
22	食料品及び日用品小売業	郡山市	14	860円(800円)	10	3,000
23	漬物佃煮製造	いわき市	39	830円(800円)	15	547
24	介護事業	いわき市	49	830円(800円)	15	1,200
25	旅館	岩瀬郡天栄村	2	845円(800円)	1	450
26	金属表面処理	西白河郡矢吹町	58	832円(802円)	13	1,200
27	映画館	いわき市	26	830円(800円)	2	183
28	青果物卸小売業	いわき市	7	830円(800円)	3	500
29	仕出し弁当製造	いわき市	34	850円(820円)	2	500
30	卸売・小売業	福島市	4	830円(800円)	4	700
31	生花販売	田村郡三春町	9	830円(800円)	2	450
32	合成樹脂再生業	西白河郡西郷村	14	860円(800円)	8	1,500
33	飲食店	西白河郡矢吹町	8	890円(830円)	2	889
34	農業	南相馬市	6	900円(800円)	5	2,621
35	飲食料品卸売業	伊達郡国見町	62	860円(830円)	44	1,200
36	電子部品・デバイス回路製造	耶麻郡猪苗代町	18	830円(800円)	7	999
37	飲食店	いわき市	9	850円(850円)	5	1,000
38	飲食店、食品製造販売	いわき市	15	890円(828円)	10	1,656
39	倉庫業	郡山市	68	860円(830円)	5	700
40	飲食店	会津若松市	3	850円(828円)	2	253
41	その他の公衆浴場業	いわき市	44	920円(830円)	11	5,496
42	飲食店	福島市	15	895円(850円)	3	700
43	家具製造・卸売小売り	郡山市	8	920円(830円)	4	2,700
44	理容	いわき市	3	858円(828円)	3	457
45	果実小売り	南相馬市	11	880円(850円)	3	280
46	美容室	福島市	3	950円(850円)	3	1,440
47	和精油の生産・商品開発	南会津郡南会津町	5	900円(850円)	2	700
48	歯科医院	いわき市	12	850円(830円)	2	227
49	スポーツ用品販売	河沼郡会津坂下町	10	830円(800円)	1	240
合 計			368		296	46,041

2022年春闘妥結状況（全国）

【賃金】

● 連 合（全組合、加重平均、回答妥結状況）

	3月18日	3月25日	4月5日	4月14日	5月9日	昨年5月10日
全体計	2.14%	2.13%	2.11%	2.11%	2.10%	1.81%
	6,581円	6,452円	6,319円	6,257円	6,160円	5,347円
	(776組合)	(1,237組合)	(2,189組合)	(2,737組合)	(3,336組合)	(3,205組合)

（前年の最終集計）

2021年7月5日
1.78%
5,180円
(4,772組合)

● 連 合（中小共闘参加組合(300人未満)、加重平均、回答妥結状況）

	3月18日	3月25日	4月5日	4月14日	5月9日	昨年5月10日
300人未満	2.05%	1.96%	2.06%	2.06%	2.02%	1.77%
	5,384円	5,028円	5,125円	5,094円	4,997円	4,438円
	(388組合)	(679組合)	(1,366組合)	(1,790組合)	(2,292組合)	(2,222組合)

2021年7月5日
1.73%
4,288円
(3,553組合)

○ 日本経団連（調査対象 主要21業種・大手249社）

			昨年5月28日
500人以上			1.82%
			6,040円
			(89社)

2021年7月30日
1.84%
6,124円
(130社)

○ 日本経団連（調査対象 17業種・754社）

			昨年6月11日
500人未満			1.72%
			4,444円
			(212社)

2021年8月6日
1.68%
4,376円
(370社)

【年間一時金】

● 連 合（加重平均、回答集計）

	5月9日	
回答月数	4.89月 (1,514組合)	
回答額	1,564,054円 (801組合)	

2021年7月5日
4.62月 (1,933組合)
1,520,124円 (1,136組合)

○ 日本経団連

発表なし

【夏季一時金】

● 連 合（加重平均、回答集計）

	5月9日	
回答月数	2.40月 (1,435組合)	
回答額	704,362円 (955組合)	

2021年7月5日
2.18月 (2,435組合)
660,249円 (1,814組合)

福島労働局賃金室作成
各団体公表を集計したもの

2022年5月25日

福島労働局長 河西直人様

全労連東北地方協議会

議長

全労連北海道地方協議会

議長

福島県労働組合総連合

議長



最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者の支援の拡充、及び最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、新型コロナウイルスの感染拡大によって日本経済とりわけ、中小企業、小規模事業者を中心に大きな打撃を与えています。こうした中で雇用と賃金、暮らし、経済の悪化が進行しています。

コロナの感染リスクのなかで奮闘している医療スタッフ、介護、保育で働くエッセンシャルワーカーのなかには最低賃金近傍で働く方も少なくありません。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。いま、コロナ感染に加え、燃料高騰と物価上昇の下で、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2021年の改定ですべてのランクで28円引き上げの目安が出され、各地方での審議の結果、最も高い東京は時給1,041円、本県は828円、最低の県は820円で、相変わらず221円もの格差があります。これでは毎日8時間働いても月12万～15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。また労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の前原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興のうえでも重要です。

最低賃金を引き上げるためには、中小企業・小規模事業者支援が必要です。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められています。また、下請け企業への

提出者				意見書	議決 月日	提出状況
東白川郡	36	棚倉町議会				
	37	矢祭町議会	議長 藤田 玄夫	県最賃引上げと早期発効	3/11	○
	38	埴町議会				
	39	鮫川村議会	議長 星 一彌	県最賃引上げと早期発効	3/14	○
西白河郡	40	矢吹町議会				
	41	西郷村議会	議長 真船 正康	県最賃引上げと早期発効	3/16	○
	42	泉崎村議会	議長 鈴木 清美	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
	43	中島村議会	議長 藤田 利春	県最賃引上げと早期発効	3/30	○
石川郡	44	石川町議会	議長 草野 伝明	県最賃引上げと早期発効	3/15	○
	45	浅川町議会	議長 水野 秀一	県最賃引上げと早期発効	3/7	○
	46	古殿町議会	議長 緑川 栄一	県最賃引上げと早期発効	3/17	○
	47	玉川村議会	議長 須藤 利夫	県最賃引上げと早期発効	3/10	○
	48	平田村議会	議長 吉田 好之	県最賃引上げと早期発効	3/8	○
田村郡	49	三春町議会	議長 佐藤 弘	県最賃引上げと早期発効	3/11	○
	50	小野町議会	議長 田村 弘文	県最賃引上げと早期発効	3/23	○
双葉郡	51	広野町議会				
	52	檜葉町議会				
	53	富岡町議会				
	54	大熊町議会	議長 吉岡 健太郎	県最賃引上げと早期発効	3/18	○
	55	双葉町議会	議長 伊藤 哲雄	県最賃引上げと早期発効	3/16	○
	56	浪江町議会	議長 佐々木 恵寿	県最賃引上げと早期発効	6/18	○
	57	川内村議会				
	58	葛尾村議会				
相馬郡	59	飯館村議会				
	60	新地町議会	議長 遠藤 満	県最賃引上げと早期発効	3/22	○
		県	1			0件
		市	13			12件
		町	31			18件
		村	15			7件
		計	60			37件

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

先の見えないコロナ禍において、製造業を中心に海外サプライチェーンの寸断による部品、資材不足による休業、生産調整などが余儀なくされるなど、県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は計り知れない。

一方、福島県内の少子高齢化と人口の減少、流出が進んでおり、生産年齢人口は、震災当時と比較して約20万人も減少し、人手不足を補うための外国人労働者数は、近年まで増加傾向にある。加えて、障害者雇用数が過去最高を更新し、パート労働者、契約社員、派遣社員などの非正規労働者が雇用全体の約4割を占めるなど、雇用形態の多様化が進んでいる。

勤労意欲の喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、コロナ感染症の影響を見据えたセーフティーネットの強化策及び人口流出抑制策としても最低賃金の引き上げと早期発効は、喫緊の課題であり、経済政策としての最低賃金の引き上げの重要性を強く意識すべきである。

よって、政府においては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 福島県最低賃金は、毎年年率3%程度を目途に引き上げを図ること
また、日本の賃上げ率は低下傾向が続き、先進国で取り残されている状況を踏まえるとともに、2021年5月の経済財政諮問会議で、早期に最低賃金の全国平均を1,000円に引き上げることを目指すとした政府の方針に基づき、相応の引き上げを行うこと
 - 2 中小、地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること
 - 3 福島県最低賃金を県内の労働力確保、人口流出の抑制と防止を見据えた金額とすること
 - 4 福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

福島市五老内町3番1号
福島市議会議員 真田 広志

福島労働局長 河西 直人 様

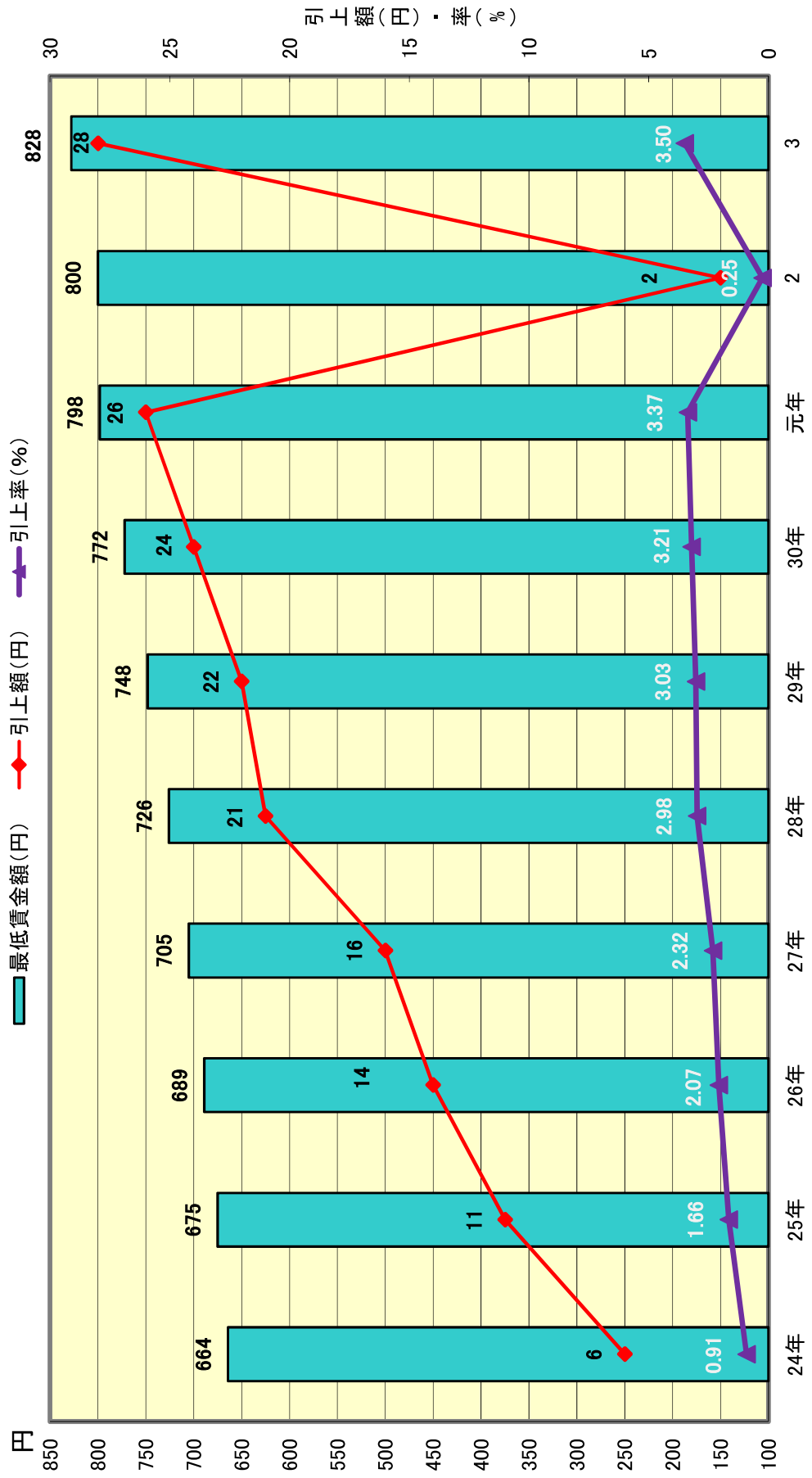
毎月勤労統計調査から見る福島県の賃金

年 別 (月額)	事業所規模5人以上			事業所規模30人以上		
	きま 支給 与	所 定 内 給 与	対前 年 比 (変 動 率)	きま 支給 与	所 定 内 給 与	対前 年 比 (変 動 率)
平成24年平均	247,230	229,315	2.7	270,240	247,126	4.6
平成25年平均	245,368	225,707	-1.6	268,199	243,289	-1.5
平成26年平均	251,995	230,948	2.3	269,019	244,640	0.5
平成27年平均	251,523	229,654	-0.6	268,838	242,391	-0.9
平成28年平均	250,785	230,493	0.4	270,354	244,896	1.0
平成29年平均	249,230	228,854	-0.8	270,462	244,107	-0.3
平成30年平均	245,230	225,214	-1.5	270,107	242,789	-0.5
令和元年平均	248,948	229,441	1.8	270,601	245,117	0.9
令和2年平均	242,261	226,132	-1.4	267,665	246,654	0.7
令和3年平均	245,080	227,588	0.6	266,288	242,852	-1.6
区 分	きま 支給 与	所 定 内 給 与	対前 年 同 月 比	きま 支給 与	所 定 内 給 与	対前 年 同 月 比
令和3年 月別						
令和3年 1月	244,642	228,367	1.4	264,970	242,133	-0.2
令和3年 2月	245,543	228,986	2.8	263,494	240,658	-1.3
令和3年 3月	246,499	228,463	0.6	269,841	245,441	-0.3
令和3年 4月	248,353	230,637	1.3	270,423	245,956	-0.8
令和3年 5月	243,901	227,506	0.8	263,913	240,595	-1.9
令和3年 6月	247,702	230,855	0.7	266,426	243,409	-2.0
令和3年 7月	243,986	226,530	0.2	266,580	244,611	-1.0
令和3年 8月	242,492	224,778	0.9	265,067	241,386	-1.4
令和3年 9月	243,589	225,551	0.5	265,891	242,085	-2.1
令和3年10月	243,931	226,167	-0.3	265,333	242,244	-2.5
令和3年11月	245,075	226,955	-1.0	266,110	242,517	-2.7
令和3年12月	245,258	226,248	-0.3	267,453	243,219	-2.3
	(円)	(円)	(%)	(円)	(円)	(%)

資料出所：「福島県企画調整部情報領域編毎月勤労統計調査地方調査結果速報」から抜粋

- (注)
1. 本表の数値は、調査産業計（サービス業を含む）である。
 2. 「きま支給する給与」とは、給与規則等で予め定められている支給条件・算定方法によって支給される給与（賞与を除く）であって超過労働給与を含むもの。
 3. 「所定内給与」とは、きま支給する給与のうち超過労働給与以外のもの。

福島県最低賃金決定状況の推移



令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務管理システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
売上データや来店予約機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果
機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。